

2026年6月19日 全3頁

「食料品の消費税率1%＋中低所得勤労者への所得連動給付」案が軸に

先行導入の所得連動給付は年間給与所得対比＋0.4%程度の可能性

経済調査部 チーフエコノミスト 神田 慶司

[要約]

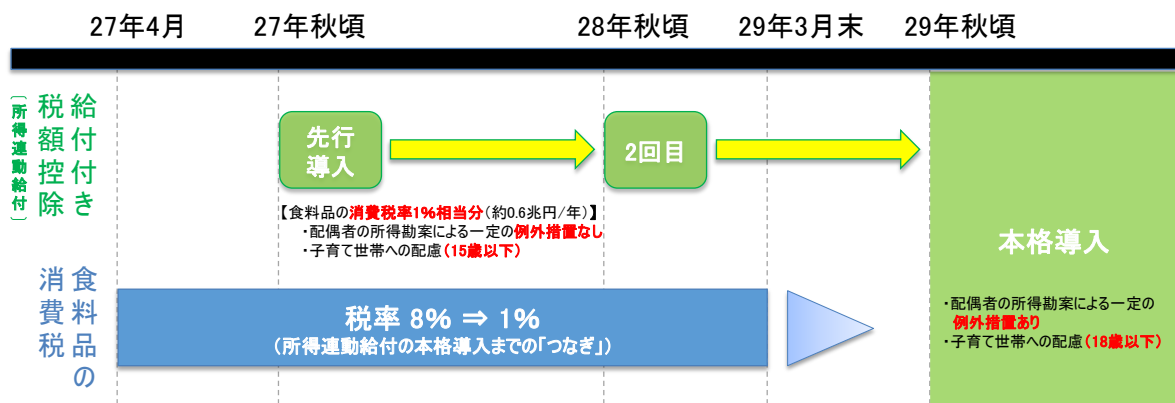
- 2026年6月17日に社会保障国民会議の実務者会議で議長案が公表された。中低所得の現役勤労者を対象とした「所得に連動したきめ細かな給付」（所得連動給付）といわれる新たな制度を2029年秋頃に本格導入し、その「つなぎ」として2027年4月から2年間、食料品の消費税率を1%に引き下げる。さらに、消費税率1%相当分の範囲内で、2027年秋に所得連動給付を先行導入することで、食料品の消費税の実質ゼロ化を実現するという。
- 所得連動給付の先行導入により、消費減税から給付付き税額控除への移行がより円滑になる点は評価される。仮に0.6兆円を財源として、年間給与所得500万円以下の者を対象に給与所得水準に応じて給付すると、同100万円以下の勤労者への給付額は0.4万円/人、同400～500万円の勤労者では2.0万円/人となる（いずれも給与所得対比0.4%程度で、別途15歳以下の子どもへの1万円給付を想定）。2029年4月から秋頃までの間は家計支援が一時的に縮小するものの、消費減税は物価高対策が主な目的とされるため、その時期に名目賃金が物価上昇率を上回っていれば、対策の必要性は低いだろう。

2027年4月に食料品の消費税率を1%に引き下げ、所得連動給付を同年秋に先行導入へ

2026年6月17日に開催された社会保障国民会議の給付付き税額控除等に関する実務者会議（第15回）で、給付付き税額控除と消費減税に関する議長案が示された。今後は議長案をもとに、社会保障国民会議で6月中に中間とりまとめが行われる。高市首相はこれを踏まえて最終判断を行い、政府は今秋にも召集される予定の臨時国会に税制改正法案を提出する見通しだ。

図表1は議長案の内容をまとめたものである。給付付き税額控除については、税・社会保障の純負担率の改善が必要である中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じ、所得に応じて手取りが一段と増えるようにすることや、いわゆる「年収の壁」などによる働き控えの緩和を通じて就労促進を図ることを目的として、「所得に連動したきめ細かな給付」（以下、所得連動給付）といわれる新たな制度を2029年秋頃に本格導入する。

図表 1：社会保障国民会議の議長案として示された給付付き税額控除と消費減税の方向性



(注) 「所得連動給付」は、議長案では「所得に連動したきめ細かな給付」と説明されている。食料品の消費税率 1%相当分の所要額 (約 0.6 兆円/年) は各種報道に基づく。

(出所) 社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議 (第 15 回) 資料 (2026 年 6 月 17 日)、各種報道より大和総研作成

消費減税については、所得連動給付の本格導入までの「つなぎ」として、2027 年 4 月 1 日から 2 年間、食料品の消費税率を現在の 8% から 1% へと引き下げる。また、本格導入に向けた先行的な取り組みとして、食料品の消費税率 1% 相当分 (各種報道によると年間約 0.6 兆円) の範囲内で、所得連動給付を 2027 年秋頃に導入する (1 年後に 2 回目の給付)。これらの取り組みにより、全体として食料品の消費税の実質ゼロ化を実現するという。

先行導入の所得連動給付は給与所得対比で 0.4% 程度押し上げる可能性

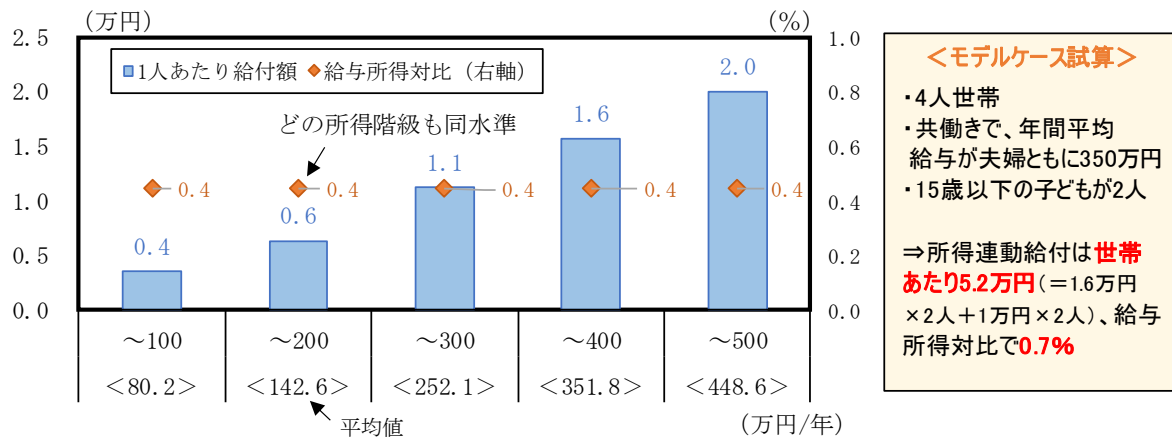
神田・山口 (2026)¹ で指摘したように、消費減税の主な目的は物価高対策とされる一方、給付付き税額控除では中低所得の現役勤労者の純負担率改善に主眼が置かれており、両者の政策目的や対象者 (世帯) など大きく異なる。こうした課題に対し、所得連動給付が先行導入されることで、消費減税から給付付き税額控除への移行がより円滑になる点は評価される。

先行導入される所得連動給付の効果を試算した結果が図表 2 である。給付対象となる「中低所得の現役勤労者」の詳細は本稿執筆時点で明らかになっていないため、ここでは年間給与所得 500 万円以下の者を対象に、給与所得水準に応じて給付されることを想定した²。「民間給与実態統計調査」(国税庁) によると、年間平均給与額は直近の 2024 年で 478 万円だった。2025 年以降の賃金上昇を考慮すると、所得連動給付の実施直前における年間平均給与額は 500 万円前後に達すると見込まれる。

¹ 神田慶司・山口茜「可能性高まる『食料品の消費減税』、その効果と実施後の課題は？」(大和総研レポート、2026 年 6 月 9 日)

² 社会保障国民会議では自営業者も支援の対象 (社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議 (第 11 回) 資料 (2026 年 5 月 20 日)) と整理しているが、データ制約のため給与所得者のみを対象としている。

図表 2 : 2027 年秋に先行導入される所得連動給付の効果 (左図は年間給与所得 500 万円以下の者を対象とした個人単位での試算、別途 15 歳以下の子ども 1 人あたり 1 万円の給付を想定)



(注) 年間給与所得 500 万円以下の者を対象に、給与所得水準に応じて給付されると想定。食料品の消費税率 1%相当分 (0.6 兆円) から子どもへの給付分を除いた 0.45 兆円程度を所要額としたうえで、2024 年の「民間給与実態統計調査」や公務員給与関連データなどから所得階級ごとに 1 人あたり給付額を算出。自営業者も所得連動給付の対象となる見込みだが、データ制約から給与所得者のみを対象として試算している。

(出所) 国税庁、財務省、総務省、各種報道より大和総研作成

議長案には、先行導入の所得連動給付について「子育て世帯への配慮 (15 歳以下)」と明記されている。具体的な制度対応については明らかになっていないため、**図表 2**では 15 歳以下の子どもに 1 人あたり 1 万円が給付されると想定した。すなわち、食料品の消費税率 1%相当分 (0.6 兆円) から子どもへの給付分を除いた 0.45 兆円程度が中低所得の勤労者に充てられると見込んでいる。

試算結果を見ると、年間給与所得 100 万円以下の勤労者への所得連動給付は 0.4 万円/人、同 400~500 万円の勤労者では 2.0 万円/人になる。ただし、給与所得対比では、いずれの所得階級も 0.4%程度で同水準である。

モデルケースとして、共働きで年間平均給与が夫婦ともに 350 万円であり、15 歳以下の子どもが 2 人いる 4 人世帯を想定すると、所得連動給付は世帯あたり 5.2 万円 (世帯給与所得対比で 0.7%) と試算される。

2029 年 4 月から秋頃までの間は家計支援が一時的に縮小するものの対策の必要性は低い

議長案に沿う形で消費減税と所得連動給付が実施されれば、食料品の消費税率は 2029 年 4 月 1 日に 8%に戻る一方、所得連動給付の本格導入は同年秋頃を予定しているため、その間の家計支援は一時的に縮小することになる (**前掲図表 1**)。だが、前述のように消費減税は物価高対策が主な目的であるため、その時期に名目賃金が物価上昇率を上回る状況を実現していれば、新たな対策を実施する必要性は低い。そのうえで、仮に激変緩和策を実施するとしても、生活困窮者への重点的な支援などで対応すべきだろう。